

令和8年度 松江市建設工事総合評価方式 評価項目
事前審査・証明書の発行について

総合評価方式評価項目の事前審査と証明書の発行を希望する場合は、下記のとおり申請してください。

記

1. 事前審査の対象工事（建設工事の種類等）

土木一式工事、舗装工事、法面処理工事、建築一式工事、電気工事、管工事

2. 事前審査対象の評価項目

（※技術資料の項番と対比するため、飛び番号となっています）

(1)企業の評価

- ①企業の同種工事の工事成績評定点
- ②企業の同種工事の施工実績
- ③企業の優良工事等表彰の有無

(3)地域貢献

- ①道路愛護団、公園清掃ボランティア、河川愛護団の実績
- ②育児・介護休業に関する制度
- ④健康づくり・健康経営の推進
- ⑤若手技術者・女性技術者・若手従業員の新規雇用
- ⑦市道の除雪・融雪剤散布業務【土木・舗装】
- ⑧災害等緊急対応工事及び業務の施工実績【土木・舗装】

3. 申請方法等について

- (1) 申請者は、事前審査を希望する場合、当該年度最初の総合評価方式参加申請時に「事前審査申請書」を添付の上、技術資料及び添付資料を提出すること。
- (2) (1)の事前審査申請は、上記1. の建設工事の種類ごとに行うこと。
- (3) 発注者は、申請者から提出された技術資料及び添付書類について審査し、「事前審査証明書」を申請者へ送付する。（原則、電子調達システムによる「競争参加資格確認申請書」の「連絡先E-Mail」欄に記載されたアドレス宛に送付する）
- (4) 申請者は、証明日以降の同種工事の総合評価入札参加申請時に「事前審査証明書」を添付することで、当該評価項目については、技術資料と添付資料を省略することができる。（別途、申出書の提出は必要）

4. 有効期限

証明書発行日から令和9年3月31日までに入札公告する工事

ただし、こころカンパニーの認定については、認定期限が令和9年3月31日以前のものは、その期日までとする。

事前審査証明書を使用した技術資料の提出方法について

事前審査証明書(以降「証明書」)の発行を受けた後、証明書で評価を受ける場合、入札参加資格申請する案件ごとに「申出書」の提出が必要です。

- ① 証明書で評価を受ける評価項目については、提出が必要な資料は証明書と申出書のみです。(技術資料と添付書類の提出は不要)
- ② 証明書に記載の評価項目以外については、従来どおり技術資料と添付資料の提出が必要です。
※技術者の評価、障がい者雇用の実態、建設キャリアアップシステムの活用の項目は、事前審査対象外のため、工事ごとに提出が必要です。
- ③ 証明書に記載の評価項目のうち、入札案件の評価基準に適合しない項目は、証明書と重複して技術資料と添付資料の提出が必要です。
※申出書により項目を明らかにしてください。
- ④ 技術資料の表紙は必ず必要です。